

関西・中京圏メディア情報発信事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新幹線全線開業後、関西・中京圏からの石川県への入込が減少していることから、関西・中京圏におけるメディア関係者を対象として、本県ならではの自然や食・伝統文化といった魅力を発信することでメディア露出を高め、本県への誘客を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：関西・中京圏メディア情報発信事業
- (2) 業務内容：別添「関西・中京圏メディア情報発信事業」業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託予定金額：7, 000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
提出資料等に関する質問受付期限	令和7年4月15日(火) 17時
質問に対する回答	4月17日(木)
企画提案参加の参加表明受付期限	4月18日(金) 17時
企画提案書提出期限	4月25日(金) 17時
審査結果の通知	5月 2日(金)
委託契約の締結	5月上旬頃

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。また、共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。

- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年4月15日（火）17時必着
- (2) 提出方法
質問票【様式1】を電子メールにより提出を行うこと。
件名は「関西・中京圏メディア情報発信事業業務委託企画提案質問」とすること。
- (3) 提出先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 10階
石川県文化観光スポーツ部観光戦略課誘客戦略グループ
電話：076-225-1543 FAX：076-225-1129
電子メール：i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp
- (4) 質問への回答方法
電子メール
なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時石川県のホームページ（公募情報の掲載ページ）にて、公表する。
- (5) 留意事項
企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書等を提出し、参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出期限
令和7年4月18日（金）17時必着
- (2) 提出書類
次の書類を各1部提出すること。
 - ①公募型プロポーザル参加申込書【様式2】
 - ②企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類【様式任意】
例：パンフレット、商業登記簿等
 - ③応募資格誓約書【様式3】
 - ④石川県が発行する納税証明書
※石川県の県税の納税義務を有する場合に提出すること。

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）にて提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の9時～17時までの間に限る。

郵送による場合は、必ず書留郵便等を利用すること。

(4) 提出先

5 (3) に同じ。

(5) 参加資格の認定

参加資格要件を審査し、その結果を速やかに応募者に通知する。

参加希望者は、審査結果について異議の申し立てをすることができない。

ただし、審査の結果、参加資格がないと判断したものについては、その理由を付して通知するものとする。

(6) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式4】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、仕様書に沿った企画提案書等を期限内に次により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月25日（金）17時（必着）

なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。

また、提出された企画提案書は返却しない。

(2) 提出書類

①企画提案書（以下の内容を盛り込むこと）

- ・提案概要（提案の狙い、特徴）や基本的な考え方
- ・仕様書記載事項に対する企画提案
- ・業務実施スケジュール
- ・実施運営体制

②過去に同種・類似業務等を実施したことがある場合は、その履行実績

③業務委託見積書（消費税及び地方消費税を加算した額を記載）

- ・宛先は「石川県知事 馳浩」とすること。
- ・一式計上ではなく、必要と思われる項目毎に積算内容を明記し、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記し、企画提案書内に綴じ込むこと。

※見積金額が前述2(4)の委託予定金額を上回っている場合は、審査の対象としない。

④その他企画提案を説明するために必要な書類

(3) 提出部数

6部…会社名の記載があるもの1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を表記）、会社名のほか、マークなど企業を類推させる記載のないもの5部（A4横、左上1点ホチキス留めを基本とする）

(4) 提出方法

持参または郵送（必着）にて提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の9時～17時までの間に限る。

郵送による場合は、必ず書留郵便等を利用すること。

※別途、①～④のPDFデータについて、電子メールにより提出すること。件名は、「関西・中京圏メディア情報発信事業企画提案書等の提出」とすること。

(5) 提出先

5（3）に同じ。

(6) 留意事項

- ・提出期限までに提出しないものは辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等は、これを書換え、差替えまたは撤回することはできない。
- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・企画提案に関する経費は全額提出者負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。

8 審査方法等

(1) 提案者の選定

①提出された企画提案書等は、関西・中京圏メディア情報発信事業企画提案業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）において公正な書類審査を行うものとし、総合的に最も評価の高い参加者を業務委託候補者として選定する。なお、提案書類に対する提案者からのプレゼンテーション等は実施しない。また、審査に際し、企画提案内容等で確認を要する事項がある場合には、問い合わせを行う。

②審査委員会は非公開で行う。

③失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと
- ・実施要領または仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他、選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、本プロポーザル参加者全員に通知するとともに、業務委託候補者をホームページで公表する。

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果の異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

石川県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と、企画提案書等の内容をもとに、本件業務委託に必要な具体的な協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。その際、委託契約額が企画提案時の見積額と同じになるとは限らない。

ただし、最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないときまたは必要な契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約条件の協議を行ったうえで契約を締結することができる。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

11 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書等を石川県に無断で他に使用することはできない。
提出された企画提案書等は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施にあたって、トラブルが生じた場合は、受託者は速やかに石川県に連絡するとともに、石川県と連携してその処理にあたるものとする。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする
- (10) 契約書、仕様書に記載されていない事項であっても、軽微な事項に限り、業務遂行上特に必要な業務については、協議の上、委託金額の範囲内で作業内容を変更することができるものとする。
- (11) その他、不明の点については、県に照会すること。

15 問合せ先

- ・宛 先 〒920-8580 金沢市鞍月1-1
石川県文化観光スポーツ部観光戦略課
- ・担 当 誘客戦略グループ 藤井、分松
- ・電 話 076-225-1543 (土・日・休日を除く、9時～17時まで)
- ・FAX 076-225-1129
- ・E-mail i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp